

# 随意契約理由書

神戸市

件名	海岸線列車無線設備点検整備
契約業者名	三菱電機株式会社 兵庫支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号に該当
<b>随意契約の理由</b> <p>列車無線設備は、列車が安全・確実に運行するための重要な通信設備であり、直接列車の運行、乗客サービスに影響するため常に装置の良好な状態を維持するため、国土交通省令及び電波法に基づく整備要領を定めて点検・整備を実施すると同時に、その点検は通信技術者及び無線技術者として本装置に精通した者が担当しなければならない。</p> <p>上記業者は、当該装置の設計開発・製作・据付工事を行い、機器設置後同様の整備業務を担当し設備の構成や特殊性及びシステム特性を熟知しており短時間に安全・確実な業務を期待できる。また、海岸線においては、昨年、本点検の業務を担当し、良好な実績を残した。</p> <p>本装置の主たる点検整備内容は、中央制御装置及び基地局装置等の各機器仕様及び電波法に基づく性能確認及び総合動作確認であり、装置を開発・製作した上記業者が独自に定める基準による判定が必要で、他業者で点検業務を行なうのは技術的に不可能である。</p> <p>以上の理由から上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)